

直轄事業負担金制度の廃止に向けて

平成二十一年十一月十日（火）閣僚懇
（総務大臣発言要旨）

直轄事業負担金制度については、先の閣僚懇談会において、地域主権推進の観点から、平成二十二年度当初予算の概算要求に当たつてその見直しをお願いしました。

また、去る二日、全国知事会と国土交通大臣、農林水産副大臣、私との間で直轄事業負担金制度に関する意見交換会が開催されました。

全国知事会からは、国土交通省、農林水産省から維持管理費負担金の廃止の方向性が出されたことを評価する声がある一方で、直轄事業負担金制度の廃止の工程表を早期に提示するよう求める声が多くありました。

「三党連立政権合意書」を含むマニフェストで約束した事項は、着実に

実施する必要があります。

このため、総務省、財務省、農林水産省及び国土交通省の大臣政務官からなるワーキングチームを設置し、年内を目途に、直轄事業負担金制度の廃止に向けた工程表の素案を作成し、地方と十分に意見交換をしていきたいと考えています。

関係大臣におかれましては、御協力の程、よろしくお願ひいたします。

直轄事業負担金の見直しについて

（平成二十一年十一月十日（火）閣僚懇談会
国 土 交 通 大 臣 発 言 要 旨）

一　ただ今、総務大臣からもご発言がありましたが、私としても同様に、政府としてこの問題に取り組むための会合が必要であると考えております。

二　去る十一月二日、全国知事会と直轄事業負担金に関する意見交換会を実施した際に、

①全国知事会から直轄事業負担金制度の廃止に向けた工程表の提示を求められたことに加え、

②私からも、平成二十一年度予算に向けて、直轄事業負担金について、維持管理分の地方負担金収入がないものと「仮置き」して概算要求を行つたところであり、その在り方について、今後、政府の中で必要な検討を行つていくと申し上げたところです。

したがつて、関係省の大臣政務官からなるワーキングチームにおいては、こうした点を議論していく必要があると考えております。

その際、直轄事業負担金は、その大半は国土交通省の所管に関するものであります。また、道路法や河川法等に基づく制度であることをかりに、国土交通省が中心となつてしつかりと検討してまいりたいと考へます。

マニフェスト（抜粋）：

28. 国の出先機関、直轄事業に対する地方の負担金は廃止する。

【具体策】

○ 道路・河川・ダム等の全ての国直轄事業における負担金制度を廃止し、地方の約1兆円の負担をなくす。それに伴う地方交付税の減額は行わない。

政策集 INDEX2009（抜粋）：

国直轄事業の地方負担金制度の廃止

国直轄事業に対する地方負担金制度は、地方の財政状況や事業の必要性に関わりなく、国が地方に一方的に負担を求めるものであり、地方から批判の声が上がっています。同制度を廃止し、地方の負担をなくします。また、廃止により、各自治体に交付する地方交付税の額が減らないように措置します。これにより、自治体が従来負担金に充てていた財源の使途を自由に決定できるようになる効果も期待できます。

直轄事業負担金制度の改革に関する申し合わせ

～ 直轄事業負担金の支払い基準及び今後の廃止方針 ～

平成21年7月14日
全国知事会

1 負担金の対象範囲等は平成21年度分から見直し

全国知事会は、負担金の対象範囲等について、職員の退職手当や恒久的な庁舎・職員住宅等に係る建設費など国庫補助事業では認められていない経費や直轄事業との関係が不明確な経費を明確に除外するなどの見直しを求めているところである。

しかし、国土交通省は本年度分は既に予算の割り振りが済んでおり、本年度からの対応は困難との姿勢である。

このまま国からの詳細な情報開示と全国知事会が提案する負担金の対象範囲等の基準を踏まえた適正な請求がなされなければ、各都道府県は議会や住民への説明責任が果たせず、平成21年度分の負担金の支払いはできない。
(別紙参照)

2 維持管理費負担金は平成22年度から廃止

維持管理費負担金は、本来、管理主体である国が負担すべきであり、また、都道府県管理施設については都道府県が負担していることとの均衡を欠くことから、平成22年度から直ちに廃止すべきである。

3 直轄事業負担金制度は廃止

地方分権の推進の観点に立ち、国による事業は、国土保全や広域的な交通の確保など、本来国が責任を持つべき事業に縮減し、その他の事業は地方に権限と財源を一体的に移譲し、国直轄事業負担金は廃止すべきである。

なお、その際には、社会資本整備が遅れている地方に影響が生じないよう配慮するものとする。

4 市町村負担金の見直し

市町村負担金は、直轄事業負担金制度の改革の主旨を踏まえ同様に見直す。

5 地方の意見が反映できる制度を直ちに創設

事業の採択・実施等に関しては、地方公共団体が住民に対し説明責任が果たせるよう、国と地方が対等な立場で十分に協議し、地方の意見が反映できる制度を法定化すべきである。

併せて、各年度の事業内容や負担金の積算内訳等について、早い段階での詳細な説明や情報提供を行うべきである。
(別紙参照)

直轄事業負担金の対象範囲等の基準

1 基本的な考え方

負担金の対象範囲等は、「直轄事業の実施に直接要する経費」、「国庫補助事業の取扱と同様の内容」とする。

2 事前協議・情報開示等

■事前協議

事業の計画・実施・変更などの各段階において、国と地方が対等な立場で協議し、地方の意見が反映できるよう、事前の協議を法定化。

■事業実施計画書の提出

4月末までに予定額通知書と併せ、事業毎に経費内容の内訳明細、算出根拠等を付した「事業実施計画書」を提出。(事業内容変更時も同様)

■完了実績報告書の提出

事業完了後に、補助事業における実績報告と同様の内容で情報提供を行い、各都道府県は履行確認を実施。

3 負担金の対象範囲

| 費目等 | 内 容 | | | | | | | |
|--|---|-----|--|-----|--|-----|---|--|
| 建設費 | | | | | | | | |
| 共 通 | <input type="radio"/> 直轄事業の実施に直接関わる業務に限り対象とする。 <input type="radio"/> 複数年度又は複数自治体に跨っている業務は自治体毎に適正に業務量を算定して所要経費を按分する。 | | | | | | | |
| 工事費 | <input type="radio"/> 工事、測量及試験、用地及補償、船舶及機械器具、附帯工事、事業委託、事業車両に要する経費。 | | | | | | | |
| 業 務 取 扱 費 | <table border="1"> <tr> <td>共 通</td><td> <input type="radio"/> 国庫補助事業との均衡から制限率等を設定。 </td></tr> <tr> <td>人件費</td><td> <input type="radio"/> 工事への直接関与する者を対象とし、管理職は対象外。 <input type="radio"/> 国庫補助事業との均衡から制限率を設定。 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">退職手当</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">○ 補助事業と同様に対象外。</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公務災害補償費</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">○ 補助事業と同様に対象外。</div> </div> </td></tr> <tr> <td>事務費</td><td> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">営繕宿舎費</div> <input type="radio"/> 直轄事業の工事施工に直接必要な現場事務所等に限る。 <input type="radio"/> 国庫補助事業との均衡から制限率を設定。 </div></td></tr> </table> | 共 通 | <input type="radio"/> 国庫補助事業との均衡から制限率等を設定。 | 人件費 | <input type="radio"/> 工事への直接関与する者を対象とし、管理職は対象外。 <input type="radio"/> 国庫補助事業との均衡から制限率を設定。 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">退職手当</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">○ 補助事業と同様に対象外。</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公務災害補償費</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">○ 補助事業と同様に対象外。</div> </div> | 事務費 | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">営繕宿舎費</div> <input type="radio"/> 直轄事業の工事施工に直接必要な現場事務所等に限る。 <input type="radio"/> 国庫補助事業との均衡から制限率を設定。 </div> | |
| 共 通 | <input type="radio"/> 国庫補助事業との均衡から制限率等を設定。 | | | | | | | |
| 人件費 | <input type="radio"/> 工事への直接関与する者を対象とし、管理職は対象外。 <input type="radio"/> 国庫補助事業との均衡から制限率を設定。 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">退職手当</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">○ 補助事業と同様に対象外。</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公務災害補償費</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">○ 補助事業と同様に対象外。</div> </div> | | | | | | | |
| 事務費 | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">営繕宿舎費</div> <input type="radio"/> 直轄事業の工事施工に直接必要な現場事務所等に限る。 <input type="radio"/> 国庫補助事業との均衡から制限率を設定。 </div> | | | | | | | |
| 維持管理費（22年度から廃止） | | | | | | | | |
| 21年度分に係る対象範囲等については、基本的には建設費に準じる。 | | | | | | | | |
| <input type="radio"/> 建設事業と維持管理事業に係る経費を明確に区分。 <input type="radio"/> 受益の範囲が複数年度、複数自治体に跨る経費は、適正に按分。 | | | | | | | | |

直轄事業負担金等に関する概算要求における取扱いについて

平成21年11月2日
国土交通省

平成22年度予算に向けて、以下の点について、予算編成過程において検討を行う。

1. 直轄事業負担金の見直し

直轄事業負担金については、維持管理分の地方負担金収入がないものと仮置きして概算要求を行ったところ。その在り方について、今後、予算編成過程で必要な検討を行い、適切に対応していく。

2. 国道や一級河川等に係る直轄事業の地方移管に伴って必要な国による財政措置

道路・河川の権限移譲に伴う財政措置については、時限的な措置として、個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率並みの交付金等の国による財政措置を、地方分権改革推進委員会の意見書及び全国知事会の要望を踏まえつつ検討する。（「道路・河川の権限移譲について」（平成20年9月17日 総務省・国土交通省）〔事項要求〕

直轄事業負担金制度に関する意見交換会

平成 21 年 11 月 2 日（月）18：00～19：00
都道府県会館 3 階知事会議室

1. 開 会

2. 挨拶

- ・ 麻生全国知事会長
- ・ 前原国土交通大臣
- ・ 原口総務大臣
- ・ 山田農林水産副大臣

3. 意見交換

4. 閉 会

〔配布資料〕

- ・ 出席者名簿
- ・ 全国知事会提出資料
「直轄事業負担金制度の改革に関する申し合わせ」
- ・ 国土交通省提出資料
「直轄事業負担金等に関する概算要求における取扱いについて」

直轄事業負担金制度に関する意見交換会

出席者名簿

【国土交通省】

- ・前原国土交通大臣

【総務省】

- ・原口総務大臣

【農林水産省】

- ・山田農林水産副大臣

【全国知事会】(11名)

- ・麻生福岡県知事(全国知事会長)
- ・二井山口県知事(直轄事業負担金制度改革プロジェクトチーム座長)
- ・高橋北海道知事
- ・三村青森県知事
- ・泉田新潟県知事
- ・橋本茨城県知事
- ・古田岐阜県知事
- ・橋下大阪府知事
- ・仁坂和歌山県知事
- ・溝口島根県知事
- ・真鍋香川県知事

(未定稿)

直轄事業に関する意見交換会のポイント

日 時：11月2日（月）18：00～19：00

【冒頭挨拶】

（国交大臣）

- 我が党は直轄事業負担金の廃止をマニフェストに掲げている。4年間で段階的に廃止することを閣僚懇で話し合った。概算要求では維持管理負担金をいただからないことを仮置きして要求した。

（総務大臣）

- 私たちは直轄事業の維持管理費は管理者負担の原則から国が全額負担するよう主張してきた。まだスタート地点に立ったに過ぎない。しかし、振り戻しと思われる動きがある。修繕に関する負担の話や流水占用料の帰属など、姑息なことを言うなと言いたい。

（農水副大臣）

- 農水省の事業は、受益者負担があるなど、国土交通省と少し違う事情がある点についてもお聞きいただきながらしっかりと検討させていただきたい。

【議事】

（山口県知事）

- 21年度の明細を早く出して欲しいのに未だに開示がない状況。どうするのか、具体的なスケジュールを示して欲しい。維持管理負担金の廃止は高く評価したい。根拠法令の改正もしっかりお願いしたい。負担金制度全体の廃止については、工程表を示して欲しい。また、地方の意見を反映できる制度の創設もお願いしたい。最後に、政治的な決着が不可欠な事柄が多いので、この会合は継続実施して欲しい。

（香川県知事）

- 四国地整の庁舎の話が発端になった。庁舎費や人件費は県民に説明できない。知事が示している基準に沿って今年度から見直すと政治決断してほしい。

（島根県知事）

- 維持管理の負担金は、明確なデータを出すように大臣から指示して欲しい。直轄

事業は重要であるが、その執行において不明確な点がある。建設負担金の廃止に当たっては、整備の遅れた地方部のことも配慮して欲しい。

(和歌山県知事)

- スピード感をもって、政治的な決断をしてほしい。和歌山は市町村の負担金をやめることを発表した。

(大阪府知事)

- きちんと説明のできる請求書はもう出ないとと思う。ここは店のオーナーと客が手を打つしかない。地方側は無理難題を言って仕方がない。請求書の細部を詰めても問題は解決しない。請求書の通りに毎年払い続けていたのは、地方の側にも責任がある。最後は政治家同士で決めて今年度の分は払い、来年度からきちんと見直すべき。

(茨城県知事)

- 直轄事業は国と地方との共同事業といいながら、中身もわからない請求を回してくれる。負担金は早急に全面廃止すべき。国以外は誰も嫌がらない。近年補助事業は減るが直轄事業はあまり減らず、直轄事業シフトになっている。直轄事業はゼネコンが受注するので地域経済にプラスにならない。

(岐阜県知事)

- 暫定税率の廃止による減収分を直轄負担金の廃止で埋め合わせることはできない。暫定税率が廃止されるとキャッシュが減るが、負担金の財源は地方債なので、見合わない。

(新潟県知事)

- 負担金があると地域のニーズに合った財政運営が出来ない。地域の総合交通体系を考えるのはそれぞれの地域であるべき。国の地方出先機関は議会の監視が及ばなく、ガバナンスに問題がある。国の事業は国家的なインフラに限って実施すべき。

(青森県知事)

- 負担金の廃止はありがたい話だが、国が本来直轄事業で進めるべき事業はしっかり実施して欲しい。

(北海道知事)

- 維持管理費負担金の廃止を高く評価するが、根拠法令を改正していただきたい。

一方、今年度の負担金について請求書をもらっていないので支払いできない。

(国交大臣)

- 政権交代したので、やり方も変わる。請求書は由々しき問題。しっかりと説明責任が果たせる状況にして請求したい。しっかりと見直すということで、役所にも指示をしたい。21年度の負担金は中身を精査して正当なものを請求させて頂きたい。維持管理費については、財務大臣から仮置きと言われている。修繕費の話は皆さんの前で話す話ではなく、政権内で調整する。一方、流水占用料については、維持管理費を国がもつということなので、国に戻すということでお願いしたい。金の話ではなくて、管理をするところが流水占用料等を徴収するというのは筋の問題。例えば広域連合が淀川を管理するのであれば、流水占用料は広域連合が取ればいい。4年間で直轄負担金を無くすのは政権の公約なので、財務大臣、総務大臣とも相談して進めたい。

(総務大臣)

- 請求書を示すに当たっては、道路清掃事業などについて、国のコストと都道府県のコストの乖離もしっかりと示して欲しい。出先機関の統廃合の話もやりたい。23年度から補助金を一括交付金化するが、工程表については地方と一緒に作っていきたい。流水占用料の件は、維持管理費の廃止を決めたばかりの段階なので、まだ先の話かなと思う。いずれにしても政権内で議論したい。

(農水副大臣)

- 農水省の事業では、事業の期間に応じて事務所を異動させてるので、庁舎建て替えのような話はないが、情報開示には積極的に取り組みたい。
維持管理の面では、土地改良事業は受益者負担があるため、国が55%、残りを地元が負担してきたが、この地元分の半分を国が負担し、残りの半分を受益者が持つなど実態を踏まえた整理にしていきたい。

(山口県知事)

- 流水占用料は総務大臣と国交大臣で議論するということだが、これは県によって金額に大きな差があり、影響が大きい。直轄負担金とは別の問題として議論すべき。

(国交大臣)

- 昭和39年に総理裁定までされている根深い問題であり、地方に言い分があるのは分かる。歴史的な経緯もあるので、今後議論していきたい。

(大阪府知事)

- 負担金を無くすだけで終わってしまうと、地域主権にならない。国の事業をどうするのか、大きな方向性が見えないが。

(国交大臣)

- マニフェストには徹底した分権を行うとある。直轄事業も聖域なく見直す。

(山口県知事)

- 今年度分の請求は、知事が作った基準に沿って請求して欲しい。維持管理負担金については、1700億円来年度から廃止するようにしてほしい。全体の話はよく地方の意見も聞いていただきながらお互いに議論しながら進めていきたい。

(以上)